

経済産業省における研究開発評価について

1. 評価の背景、目的等

(1) 背景

経済産業省においては、「科学技術基本法」に基づき策定された「科学技術基本計画」及び同計画に基づく「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（以下「大綱的指針」という。）のほか、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」及び同法に基づく「政策評価に関する基本方針」を踏まえ、「経済産業省技術評価指針」（以下「評価指針」という。）を定めて研究開発評価を行っている。

評価指針は、当省における研究開発プログラム及び研究開発課題の評価を行うに当たって配慮しなければならない事項を取りまとめたガイドラインであり、評価を通して、国際的に高い水準の研究開発、社会・経済に貢献できる研究開発、新しい学問領域を拓く研究開発等、優れた研究開発の効果的・効率的な推進に努めているところである。

図1に評価指針の位置付けを示す。

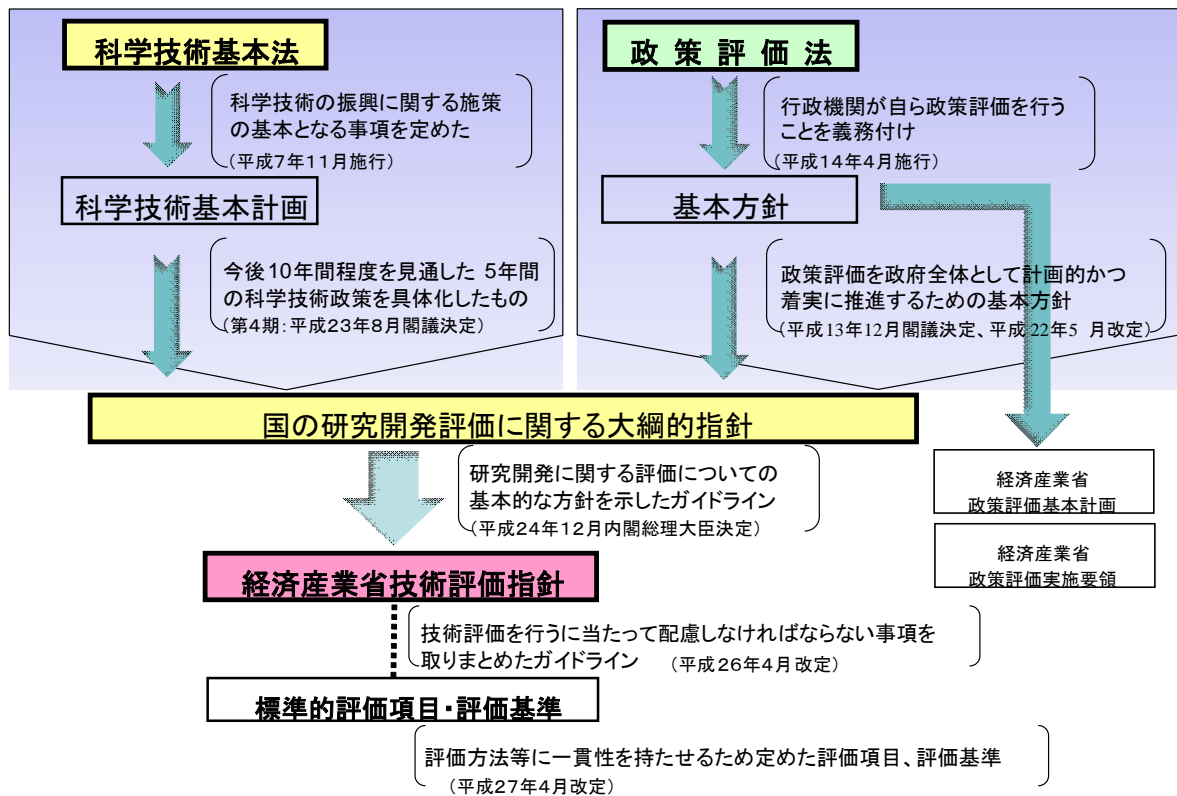


図1 経済産業省技術評価指針等の位置づけ

(2) 目的

研究開発評価は、政策マネジメントサイクルの一角をなす重要なプロセスであり、以下の点を目的に、研究開発プログラム及び研究開発課題の成果や実績等を厳正に評価するものである。

- ① より良い政策、施策への反映
- ② より効果的・効率的な研究開発の実施
- ③ 国民への技術に関する施策・事業の開示
- ④ 資源の重点的・効率的配分への反映

### (3) 基本理念

評価の実施に当たっては、以下の考え方を基本理念とする。

- ① 透明性の確保
- ② 中立性の確保
- ③ 継続性の確保
- ④ 実効性の確保

## 2. 実施方法

### (1) 評価の対象

当省において取り組んでいる、「研究開発プログラム(複数課題プログラム、研究資金制度プログラム)」及び「研究開発課題(プロジェクト)」を対象とする。

ここで、研究開発プログラムとは、「上位施策の目標達成に向けて複数の研究開発課題を含む各手段を組み立てた計画や手順に基づく取組(複数課題プログラム)」及び「上位施策目標との関連性を明確にし、検証可能な目標を設定した研究資金制度(研究資金制度プログラム)」をいう。

また、研究開発課題(プロジェクト)とは、具体的に研究開発を行う個別の実施単位であり、当省が定めた明確な目的や目標に沿って実施されるものをいう。

### (2) 評価の種類

研究開発評価は、その実施時期により、事前評価、中間評価、終了時評価及び追跡評価に区分される。

- ①事前評価：新規の研究開発プログラム<sup>1</sup>・研究開発課題(プロジェクト)の創設に当たり、概算要求前段階で実施する評価。
- ②中間評価：研究開発プログラム<sup>2</sup>・研究開発課題(プロジェクト)の開始後、3年程度ごとに実施する評価。
- ③終了時評価：研究開発プログラム・研究開発課題(プロジェクト)の終了時に行う評価(事業が終了する前の適切な時期に行う終了前評価と終了直後に行う事後評価がある)。
- ④追跡評価：終了後、一定年数経った研究開発プログラム・研究開発課題(プロジェクト)についての評価。

### (3) 評価方法等

- ・中間評価又は終了時評価における評価方法としては、まず、評価対象事業に係る技術分野について高い知見を有する外部有識者を委員とする「評価検討会」を設置して、当該検討会による外部評価を行い、専門技術的見地からの「技術評価結果報告書(案)」を取りまとめる。

---

<sup>1</sup> 複数課題プログラムについては、既に実施中のプログラムにおいて、新たな研究開発課題を実施する前(初年度予算要求時)にも、当該研究開発課題に係る事前評価を行う。

<sup>2</sup> 複数課題プログラムについては、プログラムを構成する研究開発課題が終了する各年度においても、中間評価を行う。

- ・次に、評価検討会でとりまとめられた「技術評価結果報告書（案）」は産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会 評価ワーキンググループ（外部有識者委員会）の審議・了承を経て公開する。
- ・図2及び図3に、それぞれ、複数課題プログラム評価、研究開発課題（プロジェクト）評価の全体像を示す。

複数課題プログラム①		複数課題プログラム②	
A事業新規予算要求(-1年度)	プログラム[A+B事業]事前評価	プログラム[A+B+C事業]事前評価	A事業新規予算要求(-1年度)
A事業開始3年度目	A事業(実施期間5年以上) (必要に応じプログラム[A+B事業]中間評価)	A事業(実施期間5年以上) B事業事前評価 B事業 (必要に応じプログラム[A+B+C事業]中間評価)	B事業新規予算要求(-1年度)
A事業終了年度 & B事業新規予算要求(-1年度)	プログラム[A+B事業]中間評価 + B事業事前評価	プログラム[A+B+C事業]中間評価 + C事業事前評価	A事業開始3年度目
	B事業(実施期間5年以上) (必要に応じプログラム[A+B事業]中間評価)	C事業(実施期間5年以上) (必要に応じプログラム[A+B+C事業]中間評価)	A+B事業終了年度 & C事業新規予算要求(-1年度)
プログラム終了年度	(継続事業がある場合) プログラム終了前評価	(継続事業がある場合) プログラム終了前評価	プログラム終了年度
終了翌年度(+1年度)	プログラム[A+B事業]事後評価	プログラム[A+B+C事業]事後評価	終了翌年度(+1年度)

図2 「複数課題プログラム」評価の全体像

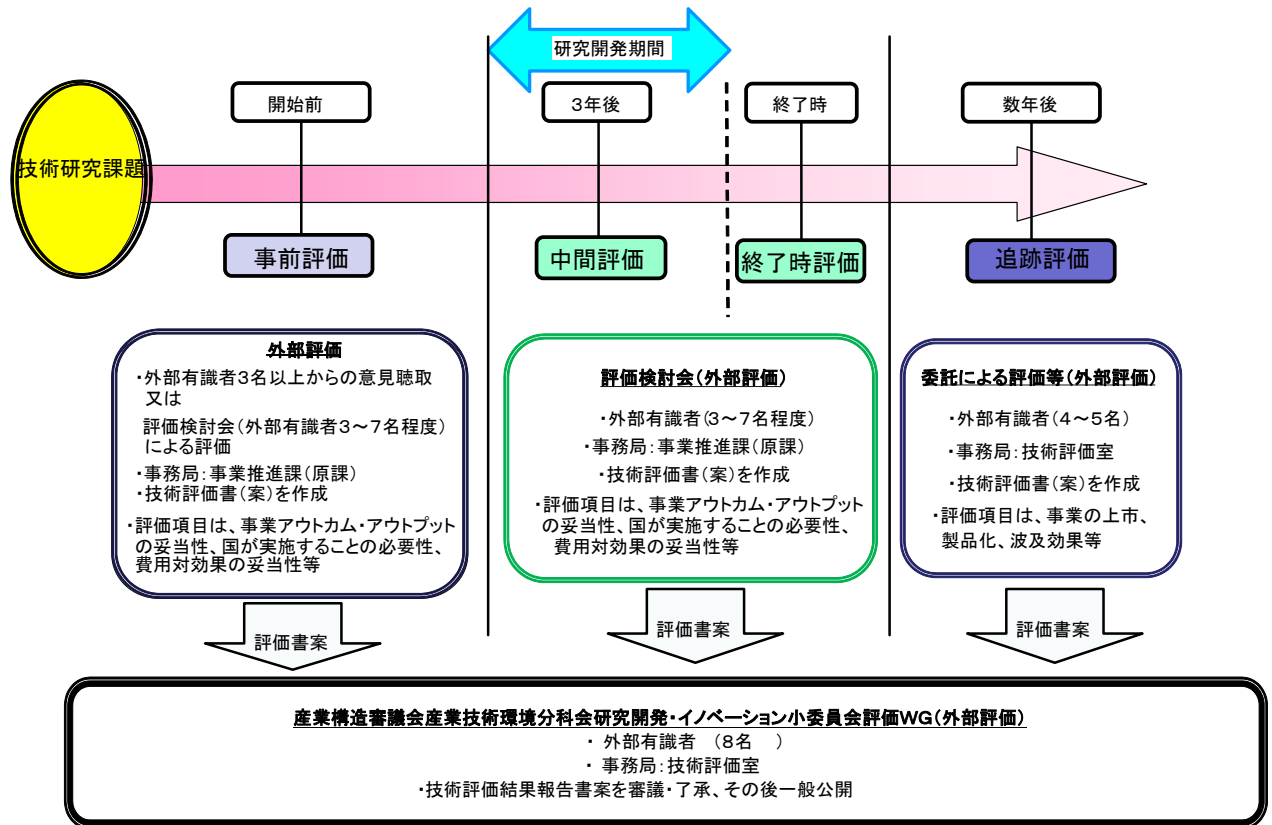


図3 「研究開発課題（プロジェクト）」評価の全体像

### 3. 評価項目・評価基準について

評価項目・評価基準等に一貫性をもたせるため「経済産業省技術評価指針に基づく標準的評価項目・評価基準」を定め評価を実施している。

研究開発プログラム及び研究開発課題（プロジェクト）に係る標準的な評価項目は、以下のとおり。

#### 【研究開発プログラム（複数課題プログラム）】

1. 事業アウトカムの妥当性
2. 複数課題プログラムの内容及び事業アウトプットの妥当性
3. 当省（国）が実施することの必要性
4. 事業アウトカム達成に至るまでのロードマップの妥当性
5. 複数課題プログラムの実施・マネジメント体制等の妥当性
6. 費用対効果の妥当性

#### 【研究開発プログラム（研究資金制度プログラム）】

1. 事業アウトカムの妥当性
2. 制度内容及び事業アウトプットの妥当性
3. 当省（国）が実施することの必要性
4. 事業アウトカム達成に至るまでのロードマップの妥当性
5. 制度の実施・マネジメント体制等の妥当性
6. 費用対効果の妥当性

#### 【研究開発課題（プロジェクト）】

1. 事業アウトカムの妥当性
2. 研究開発内容及び事業アウトプットの妥当性
3. 当省（国）が実施することの必要性
4. 事業アウトカム達成に至るまでのロードマップの妥当性
5. 研究開発の実施・マネジメント体制等の妥当性
6. 費用対効果の妥当性